

油水汚泥収集運搬処理役務仕様書

新発田駐屯地業務隊補給科糧食班

仕 様 書

品 名	仕様書番号	補 第 3 号
油水汚泥収集運搬処理役務	作成年月日	平成31年 2月 5日
	作成部隊	新発田駐屯地業務隊

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、新発田駐屯地及び小舟渡通信所の油水分離槽内の油水汚泥等の収集運搬及び処理について適用する。

(2) 役務の種類

油水汚泥収集運搬処理役務

2 役務の場所

新発田駐屯地及び小舟渡通信所の油水分離槽

3 条 件

- (1) 収集運搬及び処理に際しては、都道府県知事の許可を有する業者であること。
- (2) 作業に必要な器材器具は、業者所有の物を使用する。
- (3) 収集運搬及び処理にあたっては「産業廃棄物処理に関する法律」を遵守して実施する。
- (4) 契約業者は、産業廃棄物管理票を準備するものとする。
- (5) 契約業者は、産業廃棄物管理票に法令で定められた事項を記載し、定められた期間内に委託者に送付すること。

4 作業回数及び内容

(1) 作業回数

月 1 回（油水汚泥等の汲み取りは、平日とし、別途調整する。）

(2) 内 容

- ア ポンプ等で油水分離槽内の油水及び汚泥等を汲み出し処理する。
- イ 分離槽の周壁の付着物を除去し処理する。

5 作業予定量

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| (1) 新発田駐屯地：0.97m ³ | } 油水汚泥等の汲み取り 1 回分 |
| (2) 小舟渡通信所：0.93m ³ | |

6 その他

- (1) 契約相手側は、管理票（A・B 2・D・E）を官側に提出すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、官側及び契約相手方が協議して定めるものとする。